

こうくう 口腔保健って 何？

2007年4月18日に、「新健康フロンティア戦略賢人会議」にて「新健康フロンティア戦略」が決められました。皆様は、メタボリックシンドロームって、御存じだと思いますが、これもこの際、まとめられています。

人生の中で、口腔保健を考えましょうということですが、さて、皆様、下図をご覧くださいになったことがあるでしょうか？

特に、「個人が行うセルフケアの推進」や、「歯科医師によるプロフェッショナルケアの推進」と記されていますが、皆様いかがされていますでしょうか？



(社)奈良県歯科医師会
理事 上田 晴三

歯の健康力

課 題	幼 児 期	学 齢 期	成 人 期	高 齢 期	寝たきり者	目 標	
う蝕予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭における子どもの丈夫な歯づくりに関する知識の普及と実践 ○学校での口腔に関する健康教育の実施 ○歯の生え替わりの時期における丈夫な歯と噛み合わせに関する知識の普及と予防の推奨 						12歳児の一人平均う蝕数の減少
歯周疾患対策		<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦に対する予防の勧奨、乳幼児から生涯にわたる口腔に関する健康教育 ○喫煙と歯周病に関する知識の普及 ○成人期の歯周病に対する早期発見と進行抑制に関する知識の普及 					糸ようじなど歯間清掃器具を使用する人の割合の増加
口腔ケア			<ul style="list-style-type: none"> ○噛む機能と食べる機能の維持・確保に関する知識の普及 ○寝たきり者等に関する口腔清掃知識の普及 ○高齢者の口腔内や入れ歯の状態の定期的なチェックの推奨 				80歳で20歯以上の歯を持つ人の割合の増加
	食育対策との連携		噛む機能と食べる機能を維持するための研究の推進				
	生活習慣病対策との連携			8020運動の推進			
	個人が行うセルフケアの推進 ~ブラッシングなど適切な口腔習慣の確立~						
	歯科医師によるプロフェッショナルケアの推進 ~口腔内や入れ歯の状態の定期的なチェックなど~						

各種制度における医科と歯科の健診

	法の根拠による健診	医科	歯科
母子保健法	妊婦健康診査	●	
	1歳6ヶ月児健康診査	●	●
	3歳児健康診査	●	●
	保育園健康診査	●	
学校保健法	就学時健康診査	●	●
	学校健康診査	●	●
労働安全衛生法	就業時の健康診査	●	
	長期海外派遣労働者の健康診査	●	
	定期健康診査	●	
老人保健法	産業（歯科）医の法的位置づけ	●	
	40歳以上基本健康診査	●	
	40歳以上訪問健康診査	●	
	40, 50, 60, 70歳歯周疾患検診	●	●
	30歳以上の子宮・乳癌健診	●	
(平成20年度からは「健康増進法」に基づく健康増進事業)	40歳以上の癌検診	●	
	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳骨粗鬆症検診	●	
	介護家族訪問基本健康診査	●	
介護保険法	介護保険、主治医意見書	●	

何だ、「歯か」と無関心の方も多いのではないかと思います。最近では特に全身との関係が取り出さされています。（誤嚥性肺炎、心疾患、脳こうそく、糖尿病、低体重児、早産、など）

なぜ、特に職域に関係されている方々には口腔保健があまり関心が得られないのかは次にお示しします、健康に関する法律に関係しているのではと、思われます。

歯科に関しては、学生時代までは、歯科健診があるのですが就業されてからは、有害業務下の歯科特殊健診（6か月ごと）を除き、健診の法律がありません。よって、個人の関心度により大きな差が生じているのです。

今回、新たに節目の年齢の方を対象に歯周病歯科検診が行われることになり、すでに6月から、始まっています。どうか、対象になる方々は、是非この機会をご利用いただけたらと思います。

なお、この検診を対象となる方々が受診される際、主に歯科医が担当するのですが、診療補助や歯石やブラーク除去、歯のお手入れなどの保健衛生指導に関しては歯科衛生士（国家資格を取得した者）が担当することもございますので、ご理解の程よろしくお願ひします。(社)奈良県歯科医師会では、より良い歯科医療に向けた取り組みの一環としてこの歯科衛生士の育成にも取り組んでいます。

また、歯科医療全般に関するご相談、口腔保健に関するご相談はご遠慮なく(社)奈良県歯科医師会担当医にお願ひいたします。

お問い合わせ

(社)奈良県歯科医師会

奈良市二条町2丁目9番2号

TEL 0742-33-0861

FAX 0742-34-1279